

令和7年度 第8回加東市農業委員会総会（11月定例会）議事録

開催日時	令和7年11月20日（木）午後3時00分～午後3時40分			
開催場所	加東市役所2階 201会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘	2：藤原準一郎	3：田中 豊	4：小西輝明
	5：高見 秀人	6：伊澤敏喜	7：井上 弘	8：下山泰三
	9：小林二城	10：大畑真司	11：藤原義弘	12：藤川克弘
	13：柏木和博	14：田尻倫生	15：藤浦春治	
	①：村上雅信	②：田中重信	③：黒石剛史	④：時本 司
	⑤：山口康博	⑥：末廣信久	⑦：松本敏夫	⑧：古丸 剛
	⑨：末廣義隆	⑩：谷口武徳	⑪：久保儀人	⑫：小薮富也
欠席委員	なし			
議事録署名委員	12：藤川克弘	13：柏木和博		
出席職員	事務局長：肥田繁樹		副課長：藤井康孝	
	主事：川邊 錬			

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第40号議案	農地法第3条の規定による許可について	7件
第41号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第42号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	6件
- 5 報告

報告第14号	農地の貸借の合意解約通知について	3件
--------	------------------	----
- 6 その他
- 7 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、全員出席のため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p><あいさつ></p>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年度第 8 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 10 番 大畑農業委員、11 番 藤原農業委員、7 番 松本推進委員、8 番 古丸推進委員、9 番 末廣推進委員、ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、12 番 藤川農業委員、13 番 柏木農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>第 40 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、譲受人は、現在、自宅の敷地内で家庭菜園をされていますが、農地を所有して季節野菜を栽培したいため、譲渡人に相談したところ、譲渡契約を行うことになったため申請されました。譲受人は、農地での農作業経験はないものの、家庭菜園での栽培経験や必要な農機具を所有していることから耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 2、譲渡人は、相続により農地を取得されましたが、今後、耕作をする予定がないことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人には、農業経験がありませんが、以前から農業に興味があったことから、この機会に農地を取得し、季節野菜の作付けに取り組みたいと考えておられます。必要な農機具もリースにより導入予定であり、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 3、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 55 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 4、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲渡人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 5、譲渡人は農家ですが、本申請地は狭い土地で、今後、耕作をする予定がないことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具の一部は所有し、トラクターなど大型の農機具は譲渡人と共同利用をする予定となっています。また、水稻の作付け経験は浅いため、譲渡人からの指導を仰ぎながら農作業に従事することから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 6、譲渡人は、遠方に居住しているため管理が困難なことから、自身が所有する農業用倉庫とともに、農地も空き家バンクに登録していたところ、譲受人との譲渡契</p>

	<p>約を行うことになったため申請されました。譲受人は、現在、***に居住されていますが、週末は***にあるセカンドハウスに帰省し、農作業をされることを確認しております。必要な農機具については、現在、***のセカンドハウスに保管されていますが、空き家バンクを通じて取得した***の農業用倉庫に保管する予定となっております。申請地では、野菜の作付けを予定しており、農業経験も約6年あることから耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号7、譲受人は、番号6と同じ方となります。譲受人は、野菜を栽培するため農地を探していたところ、譲渡人から借り受けることができたため申請されました。譲受人の状況等は、番号6のとおりであるため、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>以上の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第40号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第40号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第41号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、申請地は、平成13年頃から山林の状態が現在に至っています。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区については該当地区ではないため、意見はございません。
	番号2、申請地は、昭和47年頃から居宅、倉庫の状態が現在に至っています。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。
	以上の申請については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号1の現地の状況は、山林でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われれます。
	番号2の現地の状況は、宅地でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われれます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。

各委員	第 41 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手> 全員挙手にて、第 41 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 42 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 14 件、33 筆、85,772 ㎡、使用貸借権 2 件、7 筆、10,588 ㎡に農地中間管理権が設定され、12 月 25 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 42 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手> 全員挙手にて、第 42 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 14 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。 番号 1 は、解約後、借り受け人を変更されます。 番号 2 及び 3 は、解約後、第 40 号議案の番号 3 及び 4 のとおり、所有権移転され ます。なお、譲渡人の名義については、貸借の契約当時のものとなっていますが、現在 は、第 40 号議案の番号 3 及び 4 の譲渡人の名義のとおり相続をされています。説明 は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分 の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜り ありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡 などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・令和 7 年度視察研修費用精算の報告 ・農地貸付等希望申出の情報提供（2 件） ・地域と共に歩む農業・農村を考える研究交流会の案内 ・全国農業新聞及び農業委員会手帳の利用希望調査（アンケート）の実施
議長	何か質問などはございませんか。
委員	委員の活動が市民の方に認知されていないと感じている。委員の活動内容を 広報誌に掲載したり、農地法の手続きの必要性を Q&A 形式でわかりやすくまとめたパン フレットを作成するなどし、広く周知することはできないか。内容については、委員と 事務局が協力して作り上げていくべきだと思っている。
事務局	委員の活動の周知と法的な手続きの周知との二つの面があると思います。その中 でも一番早く対応できるのが広報誌による周知であると考えます。委員の活動を広報

<p>議長 各委員 議長</p>	<p>により周知することは意義のあることと思いますので、今後、広報担当と協議しながら検討を進めます。また、パンフレットの作成については、経費の面も考慮する必要があるため、紙面媒体に限定せず、ホームページへの掲載などいろいろな周知方法も含め、委員の意見を聞きながら対応を考えていきたいと思います。</p> <p>他に質問などはございませんか。</p> <p><なし></p> <p>以上で、令和7年度第8回加東市農業委員会総会を閉会します。</p>
--------------------------	---

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 藤川 克弘

議事録署名委員 柏木 和博
